

## 職員による無賃乗車等について

この度、交通局職員が、本市地下鉄において無札通過による無賃乗車を9回行い、また当該報告を受けた上司職員が事案の隠ぺいを図ろうとしたことが判明しました。

また、本事案を受け、定期券の購入状況を調査したところ、別の職員が本市地下鉄において、駅に設置している機器を不正に操作し、無賃乗車を少なくとも170回繰り返して行っていたことが発覚しましたので、事案内容、関係職員に対する処分内容及び再発防止策について、ご報告いたします。

### 1 無札通過及び事案の隠ぺい

#### (1) 事案の内容及び経過

##### ア 無札通過による無賃乗車

- ・ 高速鉄道部烏丸線運輸事務所に所属する職員Aは、令和6年5月9日（木）付けで駅職員から高速車掌になるための高速車掌研修生となり、勤務場所が六地藏駅から、竹田駅にある研修所になりました。
- ・ その初日である5月9日（木）の復路、竹田駅の改札担当の駅職員が顔見知りの同僚だったために少し会話をしていたところ、そのまま無札で入場してしまい、京都駅から出場する際、顔見知りの後輩である改札担当の駅職員に「ごめん、通して」と言い、無札で通過しました。
- ・ 一度無札で通過できたことから、翌10日（金）から同月28日（火）の間においても、地下鉄竹田駅から京都駅間を通勤で利用する復路の際、乗車券を使用せず、又は、IC乗車券で入場して出場の際にIC乗車券の入場記録を改札担当の駅職員に取り消させ、無札で有人改札を通過する無賃乗車を、計9回繰り返しました。

##### イ 無札通過の発覚

- ・ 職員Aが乗車券を使用せず、改札担当の駅職員に「お疲れ様、通るで」などの声を掛けながら無札で有人改札を通過することを繰り返す中、当該行為を3回現認した改札担当の駅職員が不審に思い、5月25日（土）、竹田駅の職員Dに対して、職員Aが無札通過をしているのではないかと相談しました。
- ・ 5月25日（土）に職員Dから相談内容の引き継ぎを受けた職員Eが、同日から30日（木）にかけて、竹田駅に設置している防犯カメラの5月9日以降の映像を確認したところ、職員Aが無札で有人改札を通過していることが発覚したため、職員F（駅務区担当係長①）に報告し、翌31日（金）に同職員F（駅務区担当係長①）が駅務区長である職員Bに報告しました。

##### ウ 無札通過の隠ぺい

- ・ 発覚した事案報告を受けた職員Bが、5月31日（金）に職員G（駅務区担当係長②）同席のもと、職員Aに事情聴取を行ったところ、無札通過を行った事実を認めました。

- ・ しかし、職員Bは、当該事情聴取の場において、「無札通過をした際は定期券を所持していたとすること」を職員Aに提案し、所属長である烏丸線運輸事務所長に報告することなく、事案の隠ぺいを図ろうとしました。
- ・ 6月5日（水）、職員Bが職員F（担当係長①）同席のもと、防犯カメラの映像を確認した職員Eに対して「職員Aは有人改札を通過する際に定期券を所持していた」と説明しました。
- ・ しかし、同職員Eは、定期券の使用状況を確認する必要があると思ひ、往路の出場時の防犯カメラの映像を確認したところ、乗車券を改集札機に入れる動作は確認できたが出てくるはずの定期券を受け取る動作が確認できなかったため、「定期券の使用は疑わしい」と、6日（木）に職員Bに報告しました。
- ・ 職員Bは「無札通過をした際は定期券を所持していた」という説明で事態を隠ぺいするのが困難なこと及び事案の重大性を自覚するに至り、隠ぺいを図ろうとしたことも含めた一部始終を報告することに決め、6月8日（土）、職員F（担当係長①）同席のもと職員Aに再度詳細を聴取したうえで、9日（日）に所長に「報告したいことがある」旨を連絡し、10日（月）に面談のうえ報告しました。

〈烏丸線運輸事務所の体制イメージ図〉

<b>所長</b>	<b>職員B</b> 駅務区長 (係長級)	<b>職員F・G</b> 担当係長 (3人) (五条～竹田)	<b>職員D・E</b> 主任助役(3人) (十条～竹田)	助役(6人) (竹田)	駅職員 (7人) (竹田)	( 無札通過時 の改札担当 ) 駅職員 4人 (竹田) 駅職員 5人 (京都)
			主任助役(3人) (五条～九条)	助役(9人) (京都)	駅職員 (9人) (京都)	
		担当係長 (3人) (国際会館～四条)	(略)	(略)	(略)	
		— (庶務担当)	(略)	(略)	—	
	乗務区長	—	(略)	(略)	高速指導運転士、高速運転士、高速車掌 <b>職員A</b> 高速車掌研修生	

※ 担当係長以下は、複数人体制で24時間を交代勤務

## (2) 事実確認及び原因

- ・ 6月7日（金）、市の広報担当から、無札通過による無賃乗車及び事案の隠ぺいが行われている旨の「市長への手紙（匿名）」が届いたと交通局に連絡があったため、調査に着手しようとしていたところ、同月10日（月）に職員Bから所長に報告があり、組織的に本事案を覚知するに至りました。
- ・ これを受け、職員A及び職員Bに加え、職員Bが事情聴取等を行う際に同席していた職員F及び職員G（担当係長①及び②）、無札通過時に改札業務に従事していた駅職員9名に対して事情聴取を行いました。
- ・ その結果、職員Aが顔見知りの同僚及び後輩の駅職員が改札業務に従事している時を選んで無札通過を行っていたこと、職員Bが事態の隠ぺいを図ろうとしたこと並びに職員F及び職員G（担当係長①及び②）が職員Bの隠ぺいに異を唱えなかったことを確認しました。

- ・ 改札業務に従事していた駅職員においては「定期券の写しを提出するルールがあり、定期券購入が基本となっている交通局職員であるため、当然に定期券を所持している」という先入観から、乗車券を確認せずに有人改札を通過させてしまっていたことが判明しました。

## 2 機器の不正操作による無賃乗車

### (1) 事案の内容及び経過

- ・ 上記事案の発覚を受け、高速鉄道部において、全職員 447 人の定期券の写しが提出されているか、6月17日(月)に所属に対して確認を指示したところ、未提出だった東西線運輸事務所の職員Cから、定期券の写しが提出されましたが、購入日が、所属から職員Cに提出を求めた6月20日(木)の翌21日(金)でした。
- ・ そのため、過去の定期券の写しの提出を求めましたが、旧定期券は定期券を購入した山科駅の定期券発売所(委託先事業者が運営)に返却したとの報告があったことから、購入実績が確認できる定期券購入証明書の提出を求め、翌22日(土)に六地蔵駅の定期券発売所(委託先事業者が運営)が発行した定期券購入証明書が提出されました。
- ・ 一連の経過を不審に思った東西線運輸事務所の職員が、山科駅の定期券発売所に対して、職員Cの旧定期券の有無について確認したところ、発見できなかったとの回答があったため、職員Cから提出された定期券購入証明書が正規のものか六地蔵駅の定期券発売所に確認した結果、不正に入手した購入実績のない虚偽のものであることが、6月28日(金)に発覚しました。
- ・ さらに、地下鉄烏丸御池駅から六地蔵駅間等を通勤で利用する往路の際、IC乗車券で入場し、六地蔵駅で出場する時に、改札を通過することなく直接駅務室に出勤した後、他の職員に気付かれない時間帯において、駅務室内に設置している入場記録を取り消す機器を不正に操作し、IC乗車券の入場記録を取り消すことにより、無賃乗車を少なくとも令和3年10月から計170回繰り返していたことが発覚しました。

〈入場記録取消の実績〉

六地蔵駅で160回、山科駅で9回、御陵駅で1回 ※山科・御陵駅には応援勤務で出勤

### (2) 事実確認及び原因

- ・ 東西線運輸事務所の職員が、定期券購入証明書を発行した六地蔵駅の委託先事業者に当時の状況を確認したところ、職員Cが提出した定期券購入証明書は、委託先事業者の担当者に無理強いして入手した虚偽のものである事実を確認しました。
- ・ 職員Cの勤務実績がある六地蔵駅、山科駅及び御陵駅の入場記録取消機器の処理履歴データを調査したところ、職員Cが現在所持するIC乗車券及び過去に所持していたIC乗車券において、入場記録を取り消した履歴が170回あったことを確認しました。
- ・ 六地蔵駅、山科駅及び御陵駅は、改札内から直接駅務室に出勤できる構造となっているため、当該駅に勤務する職員は、改札を出場しなくても再入場できる仕様にした磁気定期券を使用しており、改札を通ることなく出勤しています。
- ・ そのため、職員Cが改札を通過することなく出勤しても、周囲の職員が不審に思わない状況にありました。
- ・ 高速鉄道部では、職員が所持している通勤定期券について、定期券の購入又は更新の際に、券面の写しを提出させておりましたが、未提出だった職員Cに対して後追いができていなかったため、定期券の有無及び通用期間を把握できていませんでした。

### 3 処分

本日（令和6年7月26日）付けで以下のとおり、処分を発令しました。

#### (1) 懲戒処分

##### ア 無札通過による無賃乗車

(ア) 被処分者（職員A）

- ・ 氏 名
- ・ 所属・職種 高速鉄道部烏丸線運輸事務所・高速車掌研修生
- ・ 年齢・性別 27歳・男性
- ・ 採用年月日

(イ) 処分内容

免職

##### イ 無札通過の隠ぺい

(ア) 被処分者（職員B）

- ・ 所属・職種 高速鉄道部烏丸線運輸事務所・駅務区長
- ・ 年齢・性別 57歳・男性
- ・ 採用年月日

(イ) 処分内容

減給10分の5・1日

##### ウ 機器の不正操作による無賃乗車

(ア) 被処分者（職員C）

- ・ 氏 名
- ・ 所属・職種 高速鉄道部東西線運輸事務所・助役
- ・ 年齢・性別 51歳・男性
- ・ 採用年月日

(イ) 処分内容

免職

#### (2) けん責処分

ア 烏丸線運輸事務所駅務区 駅職員9名

厳重文書訓戒（管理者名）

イ 烏丸線運輸事務所駅務区 担当係長2名（職員F及び職員G）

厳重文書注意（次長名）

ウ 高速鉄道部長及び烏丸線運輸事務所長

厳重口頭注意（次長名）

#### 4 警察当局への告訴等

刑事告訴に向けて警察当局と協議を進めています。

なお、無賃乗車に伴う運賃相当額及び割増運賃（運賃の2倍相当額）については、職員A及び職員Cから、弁済を受けております。

- (1) 職員Aの弁済額 7,020 円
- (2) 職員Cの弁済額 166,140 円

#### 5 再発防止

- (1) 7月25日（木）に「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催し、全職員に対して、危機感と緊張感を持って常に自らを厳しく律するよう、管理者名での通達を発出し、法令遵守、適正な業務遂行、適確な情報共有及び服務規律の確保の徹底を厳命しました。

また同日、高速鉄道部において、委託先事業者を含む緊急所属長会を開催し、本事案の報告とともに適正な改札業務の履行及び服務管理の徹底を厳命しました。

さらに、高速鉄道部長をはじめ本局職員による全駅（委託含む）巡回を実施し、再発防止の徹底を図ってまいります。

- (2) 職員が有人改札を通行する場合には、制服着用時を除き、必ず乗車券を提示するよう厳命しました。

また駅係員に対しては、適正な改札業務の徹底とともに、万が一、無札で有人改札を通過しようとするなど、不正と疑われる行為を確認した場合は、速やかに上司に報告することを徹底するよう指示しました。

- (3) 7月1日（月）に、交通局の全職場において、定期券の購入状況を調査し、他に不正な事態が生じていないことを確認しました。

今後、公共交通機関を利用して通勤する場合は原則定期券とすることを徹底し、所属ごとに職員の定期券の通用期間を把握したうえで、購入又は更新の際に漏れなく券面の写しを提出させ、所属で確認した結果を毎月局に報告することにより、確認を徹底してまいります。

- (4) 今後、駅係員の通勤定期券については、改札を出場しなくても再入場できる仕様にした磁気定期券の使用を廃止することとします。